

記入例 3

退職以降の市民税・県民税・森林環境税を普通徴収（本人納付）にする場合

例）・年税額37,000円の場合
・令和7年9月30日退職
・9月分まで徴収済

令和7年							令和8年				
6月分			9月分		10月分		5月分				
4,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

13,000円（特別徴収）

24,000円（普通徴収）

①（ア）年税額：37,000円

②（イ）徴収済額
上段：6月から9月まで
下段：13,000円

③（ウ）未徴収税額
上段：10月から5月まで
下段：24,000円

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。

山口市長宛 令和 年 月 日提出		〒753-8650 山口市亀山町2番1号		特別徴収義務者 指定番号 97123453	
給与支払者 山口市長宛		所在地 山口市亀山町2番1号		所属 人事課	
氏名 山口市長宛		氏名又は名称 亀山商事		担当 かめやま 太郎	
個人番号 1987654321098		個人番号の記載に当たって は左欄を空欄とし右欄で記載		電話 083-934-2735	
ふりがな やまぐち いちこ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 37,000		(イ) 徴収済額 (ア) 6月 10月 (イ) 9月 5月	
氏名 山口市長宛		異動年月日 R7年 1月 30日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. 住所異動 8. その他	
生年月日 T. 54年 5月 14日		異動後の未徴収 税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 ⇒①へ 2. 一括徴収 ⇒②へ 3. 普通徴収 (本人納付) ⇒③へ		異動後の住所 同 上	
個人番号 123456789102		受給者番号 9876		1月1日 現在の住所 山口市小郡下郷609番地	
1月1日 現在の住所 山口市小郡下郷609番地		異動後の住所 同 上		異動後の未徴収 税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 ⇒①へ 2. 一括徴収 ⇒②へ 3. 普通徴収 (本人納付) ⇒③へ	

④異動年月日
：退職や休職した年月日を記入

⑤異動の事由
：該当の事由を番号で記入

⑥異動後の未徴収税額の徴収方法
：3（普通徴収（本人納付））を記入

⑦普通徴収の理由を番号で記入
[相続人代表]の欄は給与所得者が
死亡退職した場合のみ記入

① 特別徴収継続の場合		新しい勤務先には、月割額 円を 月分(月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう(連絡済)です。	
特別徴収義務者 指定番号 (新規) 法人番号		受給者番号	
所在地 ふりがな 氏名又は名称		納入書の要否 (前回の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要 記入 先行送付(月分 月 日送付済)	

② 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 月分(月10日納入期限分)で 納入します。	
1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 月 日	
理由 右から 番号を 記入		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	

③ 普通徴収の場合		市記入欄 ※記入しないでください	
1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため ⇒[相続人代表]住所		旧年度 新年度	
理由 右から 番号を 記入		氏名 (続柄)	